

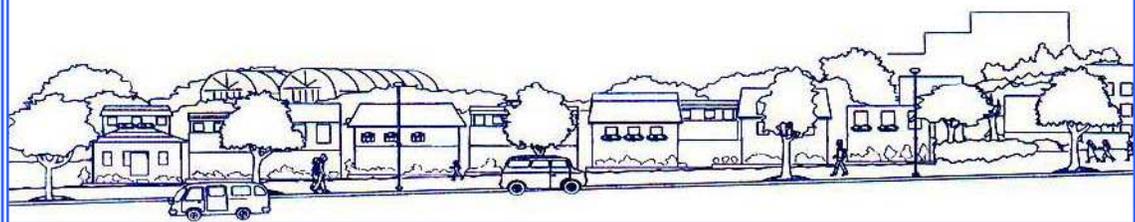
# 北小岩一丁目東部地区

165

2016/12/12

江戸川区土木部

区画整理課



## 地区内の街区番号が変更・新設されました

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成28年12月1日(木)に住居表示の公告がされました。地区内は現在造成工事中であります、下図のように街区に番号が割当てられました。

北小岩一丁目街区符号新設図



# 街区番号についてのQ&A

Q 1 今回のお知らせの内容を詳しく教えてください。

A 1 土地のお引渡しに向けて、区画整理により新しく出来た各街区に番号をつけました。仮換地先に住居を再建されましたら、この新しい街区番号をご使用いただきます。

Q 2 住居番号はいつ決まるの？

A 2 住居表示（住所）の「北小岩一丁目 番号」の「号」にあたる住居番号を決めるためには「建物その他工作物新築新設届」の提出をしてください。提出先は、区役所または各事務所の戸籍住民係です。この届は、建物がある程度完成し建物の足場がとれましたら申請してください。通常2週間で住居番号が決まり、その番号が新しい住所になります。

Q 3 住居番号はどのように決まるの？

A 3 街区の西南の角から時計回りに一定間隔で基礎番号を振り、建物の入口の位置で番号を決めます。

Q 4 地番も街区番号と同じになるの？

A 4 今回は住居表示（住所）のみの変更・新設です。土地の番号にあたる地番については、住居表示とは別に換地処分時（平成30年頃）に新しく変わります。

この他にもご不明点、お困りの事はございませんでしょうか。  
お気軽にまちづくり事務所までご連絡ください。



< お問い合わせ先 >



電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

仮換地指定・換地処分に関する事 計画換地係 5664-2619

移転・造成工事に関する事 移転造成係 5664-2616

〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 FAX専用 5243-3711

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>